

第7期山梨市障害福祉計画
第3期山梨市障害児福祉計画

令和6年3月
山 梨 市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
第2章 計画の基本的な考え方	2
1. 国の基本指針に基づく基本的理念.....	2
第3章 地域生活移行と就労支援の数値目標	4
1. 福祉施設入所者の地域生活への移行.....	4
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	5
3-1. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	7
3-2. 強度行動障害を有する者への支援体制の充実.....	8
4. 福祉施設から一般就労への移行等.....	9
5. 障害児支援の提供体制の整備等.....	12
6. 相談支援体制の充実・強化等.....	14
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	16
第4章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保のための方策	17
1. サービス事業量の見込みの総括.....	17
2. サービスごとの提供体制の確保策.....	17
第5章 計画の推進と進行管理	40
1. 計画の推進.....	40
2. 計画の進行管理.....	40
第6章 策定体制	41
1. 計画の策定体制.....	41
2. 山梨市障害福祉計画及び障害者計画策定懇話会設置要綱.....	42
3. 第7期山梨市障害福祉計画・第3期山梨市障害児福祉計画策定懇話会委員名簿.....	43
資料編	44

本計画書は、誰にでも読みやすいUDフォント(ユニバーサルデザインフォント)を使用しています。

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

山梨市では、これまで、障害者基本法第11条第3項に基づき、障害者施策を推進するにあたっての基本理念及び施策展開の視点を示した「第3期山梨市障害者計画(令和3年度から令和8年度)」と、障害者総合支援法第88条に基づき、障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画である「第6期山梨市障害福祉計画・第2期山梨市障害児福祉計画(令和3年度から令和5年度)」を策定し、障害者施策の総合的・計画的な推進に取り組んでまいりました。

今回の「第7期山梨市障害福祉計画・第3期山梨市障害児福祉計画」(以下、「本計画」という。)は、国の定める基本指針に基づき、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の実績や今後の障害者等のニーズをふまえて、令和8年度における障害福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取組みを定めるものです。

■計画期間

計画名	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害者 計画	第2期 (平成28年度～令和2年度)		第3期 (令和3年度～令和8年度)						
障害福祉 計画	第5期		第6期			第7期 (令和6年度～令和8年度)			
障害児 福祉計画	第1期		第2期			第3期 (令和6年度～令和8年度)			

第2章 計画の基本的な考え方

1. 国の基本指針に基づく基本的理念

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和5年改正）」に基づき、障害福祉サービス並びに相談支援及び障害児支援の提供体制の確保について、以下の7つの基本的な考え方を示します。

（1）障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するために、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

（2）市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的福祉サービスの実施等

障害者が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市が主体となった取組みを推進します。また障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者、並びに難病患者等の成人及び障害児とし、サービスの充実を図り、引き続き障害福祉サービスが平等に行き渡るよう取り組みます。

（3）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するために、地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限活用し、提供体制の整備を進めます。

（4）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、重層的支援体制整備事業との連携を図りつつ、体制整備を進めます。

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援の推進にあたっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障害児とその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、障害児通所支援等の充実を図るとともに、障害児支援が均等に行き渡るよう取り組むことにより、地域支援体制の構築を進めていきます。

(6) 障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉事業を推進するために、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保・定着を図る必要があります。そのための専門性を高める研修の実施、多職種間の連携の推進、職員の処遇改善、ICT・ロボット導入による事務負担軽減、業務効率化等の推進に取り組んでいきます。

(7) 障害者の社会参加を支える取組定着

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援する必要があります。障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

第3章 地域生活移行と就労支援の数値目標

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

入所施設利用者の意思を尊重し、地域生活への移行を進める観点から、適切に意思決定支援を行い、関係機関と連携を図り、取組を推進することが求められています。

国の基本指針

令和4年度末時点の施設入所者数を令和8年度末までに5%以上削減、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行することとされています。

市の目標

令和4年度末の入所者42人に対して、令和8年度末の削減人数を4人（9.5%）、地域生活移行者数を4人（9.5%）として設定します。

項目	令和4年度末 実績値	令和8年度末 目標値	目標値の設定
福祉施設入所者数	42人	38人	4人の削減（削減率：9.5%） 【国目標：5.0%以上】
地域生活移行者数	—	4人	4人の移行（移行率：9.5%） 【国目標：6.0%以上】

※地域生活移行者数：施設入所支援利用者が共同生活援助（グループホーム）、自宅、賃貸住宅等へ移行した者の数。

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい生活ができるよう精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、保健、医療、福祉関係者が連携して取り組むとともに、活動指標を明確にし、取組を積極的に推進することが必要です。

国の基本指針

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、

- ・保健、医療、福祉関係者による協議の場の年間の開催回数
- ・保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加人数
- ・協議の場における目標設定及び評価の実施回数を定めることとなっています。

市の目標

自立支援協議会の地域移行支援部会を協議の場と設定し、協議を開始しています。今後は協議の活性化に向けた取組を強化し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指していきます。

項目	令和4年度実績	令和8年度目標	具体的内容
1年間の開催回数	2回	6回	自立支援協議会地域移行支援部会にて協議を行う。
協議の場の参加者数	11人	13人	
保健	0人	0人	
医療（精神科）	2人	2人	
医療（精神科以外）	0人	0人	
福祉	8人	9人	
介護	0人	0人	
当事者	0人	0人	
家族	0人	0人	
保健所	1人	2人	
目標の設定状況	3項目	3項目	
評価の実施状況	0回	1回	

【参考数値】

精神障害者における障害福祉サービス種別の利用に関する活動指標

事業名	令和4年度 実績	令和8年度 目標
地域移行支援	0人	0人
地域定着支援	1人	6人
共同生活援助	21人	28人
自立生活援助	15人	19人
自立訓練 (生活訓練)	2人	3人

3-1. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域において障害者及び障害児並びにその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じた対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の整備を推進・強化していくことが必要です。

国の基本指針

令和8年度末までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、支援の実績等を踏まえ年1回以上、運用状況を検証及び検討することとされています。

市の方針

近隣自治体（甲州市、笛吹市）と地域生活支援拠点を共同整備しています。今後は、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者、支援体制及び緊急時の連絡体制を構築し、維持することを目標とします。

また、併せて運用状況の検証及び検討を3回行うこととします。

項目	令和4年度末 実績値	令和8年度末 目標値	目標値の設定
地域生活支援拠点数	1カ所	1カ所	1カ所（圏域整備） 【国目標：市内または 圏域に1カ所】
コーディネーターの配置(人数)	有 (1人)	有 (2人)	現状維持
障害福祉サービス事業所等の担当者の配置	有	有	現状維持
支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	有	有	現状維持
運用状況の検証及び検討実施回数	3回	3回	3回（圏域実施） 【国目標：年1回以上】

※峡東圏域（甲州市、笛吹市）では拠点を設けず、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的な体制」として整備しています。

3-2. 強度行動障害を有する者への支援体制の充実

強度行動障害を有する障害者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関や地域生活支援拠点等との連携を図りつつ支援体制を整備する必要があります。

国の基本指針

令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることとされています。

市の方針

近隣自治体（甲州市、笛吹市）と共同し、強度行動障害を有する方の状況や支援ニーズの把握、地域生活支援拠点と連携を図り支援体制を整備していきます。

項目	令和8年度末 目標値	具体的内容
状況や支援ニーズの把握	有	圏域で状況や支援ニーズを把握する。
地域の関係機関が連携した支援体制の整備	有	地域生活支援拠点と連携し体制を整備する。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 一般就労への移行者数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本指針

令和8年度中に、令和3年度実績の1.28倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本としています。そのうち、就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和3年度実績の1.31倍以上の移行実績を達成することとされています。

また、就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ、令和3年度実績の概ね1.29倍以上（A型）、1.28倍以上（B型）を目指すこととされています。

市の方針

国の指針に基づき、下表のとおり目標を設定しました。

項目	令和3年度末 実績値	令和8年度末 目標値	目標値の設定
一般就労への移行者数 (合計)	4人	7人	7人(1.75倍) 【国目標：令和3年度実績の 1.28倍以上】
就労移行支援事業に係 る移行者数	2人	3人	3人(1.50倍) 【国目標：令和3年度実績の 1.31倍以上】
就労継続支援A型事業 に係る移行者数	1人	2人	2人(2.00倍) 【国目標：令和3年度実績の 1.29倍以上】
就労継続支援B型事業 に係る移行者数	1人	2人	2人(2.00倍) 【国目標：令和3年度実績の 1.28倍以上】

※福祉施設：生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）を指す。

(2) 一般就労移行者が5割以上の事業所

国の基本指針

事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることとされています。

市の方針

就労移行支援事業所数を現状維持の1カ所とし、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所とすることを目標としました。

項目	令和8年度末 目標値	目標値の設定
就労移行支援事業所数	1カ所	1カ所(100.0%) 【国目標：5割】
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の 事業所数	1カ所	

(3) 就労定着支援事業の利用率

①就労定着支援事業の利用者数

国の基本指針

就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることとされています。

市の方針

就労定着支援の利用者数を6人(1.50倍)とすることを目標としました。

項目	令和3年度末 実績	令和8年度末 目標値	目標値の設定
就労定着支援事業の利用者数	4人	6人	6人(1.50倍) 【国目標：1.41倍以上】

②事業所ごとの就労定着率

国の基本指針

就労定着支援事業の事業所ごとの就労定着率（過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合をいう。）については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上とすることとされています。

市の方針

就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を1カ所とすることを目標としました。

項目	令和8年度末 目標値	目標値の設定
就労定着支援事業所数	1カ所	1カ所（100.0%）
上記のうち就労定着率が7割以上の事業所数	1カ所	【国目標：2.5割】

5. 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置

国の基本指針

令和8年度末までに児童発達支援センターを1カ所以上設置することとし、(市町村単独での設置が困難な場合は、圏域の設置であっても差し支えない。)全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することとされています。

市の方針

児童発達支援センターを令和8年度末までに圏域で1カ所増設を目指し、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所と連携、保育所等訪問支援等を活用しながら、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築していきます。

項目	令和3年度末 実績値	令和8年度末 目標値	目標値の設定
児童発達支援センター設置数	1カ所	2カ所	単独設置1カ所 圏域設置1カ所 【国目標：1カ所以上】
地域社会への参加・包容を推進する体制の構築の有無	—	有	体制の構築

(2) 重症心身障害児を支援する事業所の確保

国の基本指針

令和8年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に1カ所以上確保することとされています。

市の方針

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域にそれぞれ1カ所設置することを目標としました。

項目	令和3年度末 実績値	令和8年度末 目標値	目標値の設定
児童発達支援事業所数	0カ所	1カ所	1カ所（圏域設置） 【国目標：1カ所以上】
放課後等デイサービス事業所数	1カ所	1カ所	1カ所（圏域設置） 【国目標：1カ所以上】

※重症心身障害児：重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複しており、大島分類等により該当すると思われる方。

(3) 医療的ケア児等支援のための協議の場

国の基本指針

令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とすることとされています。

市の方針

医療的ケア児支援のための協議の場について、圏域で1カ所ある現状を維持し、令和8年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを2人配置することを目標としました。

項目	令和4年度末 実績値	令和8年度末 目標値	目標値の設定
医療的ケア児支援のための協議の場	1カ所	1カ所	1カ所（圏域設置） 【国目標：1カ所以上】
医療的ケア児等に関するコーディネーター配置数	1人	2人	2人 【国目標：1人以上】

※医療的ケア児：日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律より)。

6. 相談支援体制の充実・強化等

障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、サービスの適切な利用を支え、ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠であり、障害者及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげるため関係機関との連携が必要です。

また、障害者等への支援体制の整備を図るため協議会を設置し、協議会における個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえて、地域における支援体制整備の取組を活性化することが重要です。

国の基本指針

令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することとされています。また、協議会においては、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することとされています。

市の方針

既に設置している基幹相談支援センターを維持し、基幹相談支援センターや自立支援協議会等での取組を通じ、相談支援専門員の人材育成とサービス等利用計画の質の向上、事業所や関係機関との連携強化に努め、相談支援体制の充実を図ります。また、現状の自立支援協議会の体制を維持しつつ、協議の活性化に努めます。

項目	令和4年度末 実績値	令和8年度末 目標値	目標値の設定
基幹相談支援センターの設置	1 力所	1 力所	1 力所 【国目標：1 力所以上】
協議会の体制の確保	1 力所	1 力所	1 力所 【国目標：1 力所以上】

相談支援体制の充実・強化等に関する活動指標
 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

項目	令和4年度 実績	令和8年度 目標
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	56 件	63 件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	8 件	15 件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	39 回	39 回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	0 回	4 回
主任相談支援専門員の配置数	0 人	1 人

協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

区分	令和4年度 実績	令和8年度 目標
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	6 回	6 回
協議会の参加事業者・機関数	21 件	21 件
協議会の専門部会の設置数	4 件	4 件
協議会の専門部会の実施回数	29 回	34 回

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、利用者のニーズに応じた支援が実現されつつありますが、利用者が必要とするサービスを適切に提供するためには、障害福祉サービス等の量を確保するだけでなく、質も向上させることが必要となります。

国の基本指針

令和8年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することとされています。

市の方針

県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所や関係自治体と共有することとし、職員および関係者の資質向上に努めます。

項目		令和4年度 実績	令和8年度 目標
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市町村職員の参加人数		6人	6人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有無	無	有
	実施回数	0回	1回

第4章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保のための方策

1. サービス事業量の見込みの総括

山梨市では、障害者総合支援法に基づき、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」を実施しています。サービス事業量の見込みについては、障害福祉計画策定に向けた国の基本指針や県の基本方針、過去のサービス利用実績、更には事業所の意向等を踏まえ、市の「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の事業量を見込んでいます。

2. サービスごとの提供体制の確保策

(1) 自立支援給付サービス

【訪問系サービス】

<サービス内容>

名称	対象者	内容
居宅介護	自宅での生活全般にわたる支援を必要とする障害のある人（障害支援区分1以上）	<ul style="list-style-type: none"> ●自宅での入浴・排せつ・食事等の身体介護 ●洗濯・掃除等の家事援助 ●通院等の移動介護 上記のサービスを必要に応じて行う。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護を必要とする人（障害支援区分4以上）	居宅介護を総合的に行う。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害のある人	外出時に同行し、必要な視覚的情報、移動の支援及び食事等の介護援助を行う。
行動援護	知的障害や精神障害によって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人（障害支援区分3以上）	行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護等を行う。
重度障害者等包括支援	「常に介護を必要とし、意思疎通に著しい困難がある方(障害支援区分6)」のうち、次の人が対象となる。 ①四肢に麻痺等があり寝たきり状態の障害のある人で、人工呼吸器をつけている身体障害のある人または最重度の知的障害のある人 ②強度行動障害のある重度・最重度の知的障害のある人	個々の状況等をふまえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等）を包括的に提供する。

<サービス実績量と見込み量>

(月当たり)

事業名	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
居宅介護	1,237 時間	1,288 時間	1,336 時間	1,359 時間	1,382 時間
	54 人	57 人	59 人	60 人	61 人
重度訪問介護	1,510 時間	1,738 時間	1,717 時間	1,696 時間	1,675 時間
	4 人	5 人	5 人	5 人	5 人
同行援護	27 時間	39 時間	38 時間	37 時間	37 時間
	4 人	5 人	5 人	5 人	5 人
行動援護	387 時間	403 時間	414 時間	424 時間	436 時間
	15 人	15 人	15 人	16 人	16 人
重度障害者等 包括支援	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
計	3,161 時間	3,468 時間	3,505 時間	3,516 時間	3,530 時間
	77 人	82 人	84 人	86 人	87 人

訪問系サービスについては、近年の実績等により、一人当たりの利用時間数や利用人数の平均的な伸び率から見込み量を算出しました。

<見込み量の確保のための方策>

地域移行を推進していくことにより、今まで以上に在宅での生活者が増加すると見込まれます。

また、高齢化に伴う介護保険制度への移行が行われているところですが、障害の特性により介護保険制度では十分に対応しきれない場合について、障害福祉サービスで継続して支援していく必要があります。

現状の利用状況や今後のニーズについて、相談支援専門員やサービス提供事業所等との連携を図ることで、必要な量のサービスを把握するとともに、提供体制の拡充に努めます。

【日中活動系サービス】

①生活介護、療養介護

<サービス内容>

名称	対象者	内容
生活介護	常に介護を必要とする障害のある人のうち、 ①49歳以下の場合、障害支援区分3以上の人 (施設入所は区分4以上) ②50歳以上の場合、障害支援区分2以上の人 (施設入所は区分3以上)	福祉施設で介護を必要とする障害のある人に、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供する。
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ALS患者等、気管切開を伴う人工呼吸器を使用している人で障害支援区分6の人 ②筋ジストロフィー患者または重症心身障害のある人で、障害支援区分5以上の人	医療と常時介護を必要とする人に医療機関での訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活上の相談支援等を行う。

<サービス実績量と見込み量>

(月当たり)

事業名	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
生活介護	1,989 人日	2,015 人日	2,056 人日	2,099 人日	2,143 人日
	101 人	103 人	105 人	107 人	109 人
療養介護	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人

・人日＝「月間の利用人数」×「一人一月当たりの平均利用日数」

生活介護については、近年の実績や特別支援学校卒業者等の新規利用見込等を考慮し、見込み量を算出しました。

療養介護については、現状の利用者が継続すると見込み算出しました。

<見込み量の確保のための方策>

日中活動の場として、特別支援学校の生徒の在学中からニーズの把握に努め、特性に応じた進路先を確保するための支援を行います。

療養介護については、医療的ケア児・者や重度心身障害者などが安心して生活できるよう医療機関との連携に努めます。

②自立訓練（機能訓練、生活訓練）

<サービス内容>

名称	対象者	内容
機能訓練	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、身体機能の維持・回復等の支援が必要な人 ②盲・ろう・特別支援学校を卒業し、身体機能の維持・回復等の支援が必要な人	身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、相談・助言を行う（利用期間18カ月以内）。
生活訓練	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人 ②特別支援学校卒業者や継続した通院により症状が安定している人等で、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人	生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援等を行う（利用期間24カ月以内（長期入所者の場合は36カ月以内））。

<サービス実績量と見込み量>

(月当たり)

事業名	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
自立訓練 (機能訓練)	0 人日 0 人	2 人日 1 人	2 人日 1 人	2 人日 1 人	2 人日 1 人
自立訓練 (生活訓練)	101 人日 5 人	93 人日 5 人	96 人日 5 人	100 人日 6 人	121 人日 7 人

・人日＝「月間の利用人数」×「一人一月当たりの平均利用日数」

近年の実績等により、一人当たりの利用時間数や利用人数の平均的な伸び率から見込み量を算出しました。

<見込み量の確保のための方策>

対象者や利用者のニーズを把握し、サービス提供事業所と連携しながら適切な支援を行います。

サービス利用期間が限られている中で、訓練終了後の生活方針について、相談支援専門員やサービス提供事業所等との相談体制を整備します。

③就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援

<サービス内容>

名称	主な対象者	内容
就労選択支援	就労を希望する障害のある人 ※令和7年10月からサービス開始予定	障害者が就労先・働き方について良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する。
就労移行支援	①一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の障害のある人 ②65歳以上の障害のある人	企業での実習や適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行う。（利用期間24カ月以内）
就労継続支援 （A型＝雇用型）	①就労移行支援を利用したものの企業等の雇用に結びつかなかった障害のある人 ②盲・ろう・特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった障害のある人 ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない障害のある人	通所により、生産活動の機会を提供する。（雇用契約は結ぶ） 一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行う。
就労継続支援 （B型＝非雇用型）	①企業等での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった障害のある人 ②就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ③50歳に達している障害のある人、または障害基礎年金1級を受給している人	①通所により、生産活動の機会を提供する。（雇用契約は結ばない） ②就労に必要な知識・能力の向上のため訓練・支援を行う。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、相談・指導・助言を行う。

<サービス実績量と見込み量>

(月当たり)

事業名	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
就労選択支援	—	—	—	0	0
就労移行支援	115 人日	119 人日	166 人日	191 人日	196 人日
	6 人	6 人	8 人	9 人	10 人
就労継続支援 (A型)	347 人日	381 人日	429 人日	447 人日	465 人日
	19 人	21 人	23 人	24 人	25 人
就労継続支援 (B型)	1,705 人日	1,902 人日	1,972 人日	2,060 人日	2,152 人日
	106 人	114 人	118 人	123 人	128 人
就労定着支援	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人

・人日 = 「月間の利用人数」 × 「一人一月当たりの平均利用日数」

近年の実績等により、一人当たりの利用時間数や利用人数の平均的な伸び率から見込み量を算出しました。

就労選択支援については、令和7年10月から開始する予定のサービスになるため見込み量は算出していません。事業所の開設状況の動向に注視し、情報収集に努めます。

<見込み量の確保のための方策>

B型事業所の拡充とともに潜在的なニーズは一定程度の充足ができています。今後も需要と供給のバランスを注視しながら、本人の特性にあったサービス提供事業所とのマッチングを支援することにより、継続した生産活動が行えるよう努めます。

一般就労に向けたサービス提供事業所については、需要に十分対応できていないことから、「就労選択支援事業所」を含めたサービス提供事業所の新規設置・拡充を支援し、一般就労への移行・定着を目指すことのできる体制の整備に努めます。

一般就労中であっても、勤務時間を段階的に増やしていく場合や、休職から復帰を目指す場合に、就労系サービスが利用できるようになることから、新たなニーズに対応できるよう相談体制を整備し、本人の希望に沿った社会参加が実現できるよう支援していきます。

④短期入所（ショートステイ）

<サービス内容>

名称	主な対象者	内容
短期入所 （ショートステイ）	介護や日常生活上の支援が必要な障害のある人（障害支援区分1以上）	介護者が病気等の理由で一時的に介護ができない時に、短期間、夜間も含め、障害者施設等で障害のある人を預かり、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の支援を行う。

<サービス実績量と見込み量>

（月当たり）

事業名	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
短期入所 （福祉型）	114 人日	163 人日	167 人日	171 人日	174 人日
	14 人	18 人	18 人	19 人	19 人
短期入所 （医療型）	0 人日	5 人日	5 人日	5 人日	5 人日
	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人

・人日＝「月間の利用人数」×「一人一月当たりの平均利用日数」

近年の実績等により、一人当たりの利用時間数や利用人数の平均的な伸び率から見込み量を算出しました。

<見込み量の確保のための方策>

地域生活支援拠点整備の一環として、緊急時にも対応可能なサービス提供体制の整備に努めます。

入所施設や精神科病院からの地域生活への移行後、本人の意思に沿った一人暮らしを実現させるために、サービス提供事業所と連携し、多様なニーズに対応できるよう支援していきます。

【居住系サービス】

① 施設入所支援

<サービス内容>

名称	主な対象者	内容
施設入所支援	①生活介護を受けている人であって障害支援区分4以上の人（50歳以上の人は区分3） ②生活介護を受けている人であって、区分4以下のうち、市が必要だと認める人 ③自立訓練又は就労移行支援を受けている人であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的である人	施設に入所する障害のある人に夜間や休日において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言・支援を行う。

<サービス実績量と見込み量>

(月当たり)

事業名	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
施設入所支援	42 人	41 人	41 人	40 人	39 人

・人＝「月間の利用人数」

地域移行を推進することにより段階的に減少することを見込み算出しました。

<見込み量の確保のための方策>

本人の意思を尊重した地域移行(退所)を促進しながら、新たに施設入所を必要とするケースについて実態把握を行い、障害特性に見合った適切な支援が受けられるよう支援します。

②共同生活援助（グループホーム）

<サービス内容>

名称	主な対象者	内容
共同生活援助 （グループホーム）	障害のある人が、地域で自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な人（食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする場合は「障害支援区分2以上」）	共同生活を送る住居で、家事等の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整、又食事や入浴等の介護等を行う。

<サービス実績量と見込み量>

（月当たり）

事業名	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
共同生活援助 （グループホーム）	56 人	61 人	63 人	65 人	67 人

・人＝「月間の利用人数」

地域移行の推進や障害者等の重度化・高齢化が進むことを背景として、利用者が増加することを勘案して見込み量を算出しました。

<見込み量の確保のための方策>

地域移行の推進により、今後も入所施設・病院からの移行による利用の伸びが見込まれることから、既存の事業所の拡充や新規事業参入を促進するとともに、障害のある人が地域（グループホーム）で生活することへの住民の理解が深まるよう普及啓発を図ります。

新たに参入した事業所を利用する際には、利用者の定期的なモニタリングを通して安心して生活できているか注視していくこととします。

入居者の一人暮らしのニーズを把握し、自立生活援助や地域相談支援等のサービスを活用することで地域での自立した生活が実現できるよう支援します。

③自立生活援助

<サービス内容>

名称	主な対象者	内容
自立生活援助	①障害者支援施設やグループホーム等を利用して一人暮らしを希望する人 ②同居している家族が病気等で支援が見込めない障害のある人	定期的に居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。また、電話、メール等による随時の対応を行う。

<サービス実績量と見込み量>

(月当たり)

事業名	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
自立生活援助	16人	17人	18人	19人	20人

・人＝「月間の利用人数」

地域移行の推進や近年の実績等により、利用者が増加することを勘案して見込み量を算出しました。

<見込み量の確保のための方策>

今後地域移行の推進により、施設・病院からの移行による利用の伸びが見込まれることから、個々の生活課題に応じた適切な支援が受けられるよう、事業所の新規設置・拡充を支援します。

④相談支援

<サービス内容>

名称	主な対象者	内容
計画相談支援	障害福祉サービス及び地域相談支援を利用する全ての障害のある人	障害を持つ人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて計画を作成し、支援する。
地域移行支援	障害者支援施設等の入所者及び入院中の精神障害のある人	住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談、準備等の支援を行う。
地域定着支援	地域における単身の障害を持つ人や家庭の状況等により同居している家族による支援が見込めない障害のある人	地域生活をしている者に対し、常時の連絡体制を確保し緊急時に相談や訪問等の支援を行う。

<サービス実績量と見込み量>

(月当たり)

事業名	令和4年度実績	令和5年度見込み	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
計画相談支援	75人	79人	83人	87人	90人
地域移行支援	1人	2人	3人	3人	3人
地域定着支援	6人	9人	9人	9人	9人

計画相談支援については、3か月や6か月ごとにサービスの利用状況や利用者自身の心身の状況をモニタリングすることとなっています。そのため、モニタリング実施月や新たに計画を作成した月がサービスを実施した月として計上しています。

また、今後の見込み量については、現在約350人の対象者（内、セルフプラン約30人、ケアプラン約20人）の近年の実績等により、利用人数の平均的な伸び率から算出しました。

地域移行支援・地域定着支援については、地域移行の推進による利用者の増加を見込んで算出しました。

<見込み量の確保のための方策>

適正な事業運営及び相談支援の質の担保を図るため、自立支援協議会を中心に、円滑な運営方法や相談支援専門員のスキルアップについて助言等の支援を行います。

(2) 障害児支援サービス

<サービス内容>

名称	対象者	内容
児童発達支援	①障害のある児童 ②療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要がある児童	日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
放課後等デイサービス	就学している障害のある児童	授業の終了後又は学校休業日に、施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
保育所等訪問支援	保育園・幼稚園・小学校等に通う障害のある児童	保育園等を訪問し、障害児に対して、集団生活への適応のための支援、訪問先施設に対する支援を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害があり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが困難である児童	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。
医療型児童発達支援	重症心身障害のある児童（肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な児童）	児童発達支援及び治療を行う。
障害児相談支援	障害児支援サービスの利用を希望する児童	障害のある児童が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて計画を作成し支援を行う。

※児童：18歳未満の者（児童福祉法より）。

<サービス実績量と見込み量>

(月当たり)

事業名	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
児童発達支援	296 人日	309 人日	309 人日	322 人日	322 人日
	23 人	24 人	24 人	25 人	25 人
放課後等デイサービス	1,386 人日	1,555 人日	1,633 人日	1,711 人日	1,789 人日
	104 人	114 人	120 人	126 人	132 人
保育所等訪問支援	2 人日	2 人日	2 人日	2 人日	2 人日
	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
居宅訪問型児童発達支援	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
障害児相談支援	50 人	56 人	59 人	62 人	65 人

※医療型児童発達支援は、令和4年6月の児童福祉法改正において児童発達支援と一元化を行ったため、児童発達支援に合算して表記しています。

・人日 = 「月間の利用人数」 × 「一人一月当たりの平均利用日数」

近年の実績から、児童発達支援の利用者は横ばいであること、放課後等デイサービスについては利用者が増加していることを勘案して見込み量を算出しました。

相談支援については全てのサービス利用者を対象とし、今後の利用者の増加を勘案して見込み量を算出しました。

<見込み量の確保のための方策>

不足するサービス提供体制を補うため、需要と供給のバランスを注視しながら、サービス提供事業所の新規設置・拡充を支援します。医療的ケア児や重度心身障害児などにも対応可能なサービス提供体制に努めます。

(3) 地域生活支援事業（必須事業）

①理解促進研修・啓発事業

<目的>

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、地域共生社会の実現を図ります。

<サービス実績量と見込み量>

事業名	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 目標
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有	有

<見込み量の確保のための方策>

地域共生社会の実現を目指し、障害のある人への理解を深めるため、障害者週間やヘルプマークについての周知等を広報やホームページにて行っていきます。

また、出前講座等を活用し、地域住民が様々な障害特性について理解を深めるための機会を創設します。

②自発的活動支援事業

<目的>

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、地域共生社会の実現を図ります。

<サービス実績量と見込み量>

事業名	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 目標
自発的活動支援事業	有	有	有	有	有

<見込み量の確保のための方策>

家族会や自助グループ等を中心に、障害者等やその家族が互いの悩みを共有したり、情報交換のできる交流活動をするなどの活動を支援します。

③相談支援事業

<目的>

障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

<サービス実績量と見込み量>

事業名	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 目標
障害者相談支援事業	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所
基幹相談支援センター	有	有	有	有	有
実利用者数	329人	330人	340人	350人	360人
基幹相談支援センター等 機能強化事業	有	有	有	有	有
地域自立支援協議会	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有	有	有	有	有

<見込み量の確保のための方策>

地域における相談支援の中核的な役割を担うため、平成29年度に福祉課障害福祉担当内に基幹相談支援センターを設置しました。今後は基幹相談支援センターと、相談支援事業所、その他の関係機関による重層的な相談支援体制の構築を図ります。障害福祉に関する様々な地域課題を解決する体制を構築するため、自立支援協議会の運営の活性化を図ります。

④成年後見制度利用支援事業

<目的>

成年後見制度を利用することが有効であると認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援し、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とします。

<サービス実績量と見込み量>

事業名	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 目標
成年後見制度利用支援事業	0人	5人	2人	2人	2人

<見込み量の確保のための方策>

親亡き後の支援体制の構築や成年後見制度の利用が必要となる障害のある人の権利擁護を図るため、地域包括支援センターや成年後見支援センターと連携を取りながら利用支援を進めていきます。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

<目的>

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制に努めるとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とします。

<サービス実績量と見込み量>

事業名	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 目標
成年後見制度法人後見支援事業	有	有	有	有	有

<見込み量の確保のための方策>

法人後見の活動を安定的に実施するため、成年後見支援センターと連携し、法人が行う後見業務を支援します。

⑥意思疎通支援事業(コミュニケーション支援事業)

<サービス内容>

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とします。派遣にあたっては、設置手話通訳者または、山梨県立聴覚障害者情報センターに委託し連携を図りながら実施しています。

<サービス実績量と見込み量>

(年当たり)

事業名	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 目標
手話通訳者設置事業	0人	1人	1人	1人	1人
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	18人	15人	15人	15人	15人
手話通訳者・要約筆記者派遣件数	142件	180件	180件	180件	180件

<見込み量の確保のための方策>

現在、利用者の固定化があるため大幅な増減は無い見込みです。今後の課題として更なる意思疎通支援事業の周知・普及が必要であると考えられます。また、手話通訳派遣件数は、設置手話通訳者が置かれたことにより、きめ細かな対応ができるようになったため、派遣件数が伸びています。

山梨県立聴覚障害者情報センターと連携を図りながら、障害のある人一人ひとりの状況に応じたサービスの提供に努めます。

⑦日常生活用具給付事業

<目的>

障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とします。

事業区分	内容例
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、重度障害者の介護を支援する用具や、障害のある子どもが訓練に用いる用具。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある人の入浴、食事、移動などを支援する用具。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、在宅療養などを支援する用具。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具。
排泄管理支援用具	ストーマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品。
居宅生活動作補助用具	小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成。

<サービス実績量と見込み量>

(年当たり)

事業名	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
介護・訓練支援用具	0人	1人	1人	1人	1人
自立生活支援用具	3人	4人	5人	6人	8人
在宅療養等支援用具	5人	6人	5人	4人	6人
情報・意思疎通支援用具	4人	6人	4人	4人	5人
排泄管理支援用具 (延べ人数)	673人	600人	636人	648人	660人
居宅生活動作補助用具	0人	1人	1人	1人	1人

<見込み量の確保のための方策>

給付に当たっては、必要性や価格、障害の程度を調査し、適正な用具をより低廉な価格で給付することとし、給付の判断等が困難な場合には、障害者相談所等に助言を求めます。また、新しい機器などは十分に検討をしながら各種用具の見直しをしていきます。排泄管理支援用具については、継続的な給付が必要なことから、年間の需要量を把握し、計画的な給付に努めます。既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、当該用具の耐用年数を勘案すると共に、破損や修理不能の状況等を適切に判断します。

⑧手話奉仕員養成研修事業

<目的>

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう人材の育成・確保を図ることを目的とします。

<サービス実績量と見込み量>

(年当たり)

事業名	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 目標
手話奉仕員養成研修事業	7人	17人	20人	20人	20人

<見込み量の確保のための方策>

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成すると共に、手話奉仕員の活動を推進します。

⑨移動支援事業

<目的>

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とします。

<サービス実績量と見込み量>

(年当たり)

事業名	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
移動支援事業	33人	30人	32人	34人	36人
()内は延べ利用時間	(1,123)	(1,800)	(1,920)	(2,040)	(2,160)

<見込み量の確保のための方策>

利用者が安全・安心にサービスの提供が受けられるよう、実施事業所の提供体制について、資質の向上を図るよう働きかけていきます。

新規事業所の参入の際には、適切な提供体制が整っているのか十分に審査することとします。

⑩地域活動支援センター機能強化事業

<目的>

地域で生活する障害のある人の日中活動の場として、地域で暮らす様々な年代の人との交流の促進や創作活動や生産活動の機会を提供し、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とします。

<サービス実績量と見込み量>

(年当たり)

事業名	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 目標
市内に所在するセンター利用状況 ()内は実利用者数	1カ所 (13人)	1カ所 (16人)	1カ所 (16人)	1カ所 (16人)	1カ所 (16人)
他市町村に所在するセンター利用状況 ()内は実利用者数	10カ所 (3人)	7カ所 (3人)	7カ所 (3人)	7カ所 (3人)	7カ所 (3人)

※峡東3市では、地域活動支援センターの相互利用に関する協定を結んでおり、お互いの地域活動支援センターが利用可能となっています。また、それ以外に個別に利用希望のある地域活動支援センターとは契約を結び利用可能となっています。

<見込み量の確保のための方策>

障害のある人の日中活動の場として、より充実した内容となるよう支援するとともに、市外にある地域活動支援センターの利用も継続的に行います。

(4) 地域生活支援事業 (任意事業)

日常生活支援

(ア) 訪問入浴サービス

<目的>

家庭内の浴室での入浴が困難な身体障害のある人に、訪問入浴車で家庭を訪問し、入浴の介助を行ない、身体の清潔保持、心身機能の維持等を図ります。

<見込み量の確保のための方策>

潜在的なニーズの把握に努め、適切にサービスへ繋がられるよう支援します。

(イ) 生活訓練等

<目的>

生活訓練等サービスは、あらかじめ定められた期間に限り、通院、通学、調理、掃除、買い物などについて訓練・指導を行い、障害のある人の日常生活に必要な能力の向上を図ります。

<見込み量の確保のための方策>

障害者が地域で自立した生活が送れるよう、潜在的なニーズの把握に努め、適切にサービスへ繋がられるよう支援します。

(ウ) 日中一時支援

<目的>

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。

<見込み量の確保のための方策>

放課後等デイサービスを利用する児童の増加に伴い、急速に需要が増加してきています。サービス提供事業所の新設・拡充を支援するとともに、各事業所の特性を把握し、適切に情報提供することで、介護者の負担軽減に努めます。

<サービス実績量と見込み量>

(年当たり)

事業名	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
訪問入浴サービス	4人	3人	3人	4人	4人
生活訓練等	0人	1人	1人	2人	2人
日中一時支援事業 ()内は延べ利用時間	77人 (5,957)	81人 (7,776)	85人 (8,160)	89人 (8,544)	93人 (8,928)

(5) 社会参加促進事業

(ア)点字・声の広報等発行事業

<サービス内容>

視覚障害者に対して、朗読ボランティアにより、市広報やまなし・市議会だより・社会福祉協議会広報誌やすらぎ・新聞・短歌集などを、カセット・CDなどに吹きこみ届けています。

<サービス実績量と見込み量>

(年当たり)

事業名	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 目標
点字・声の広報等発行事業	6人	5人	5人	5人	5人

<提供体制の確保策>

視覚障害者協会と連携し、事業についての周知を図りながら、障害のある人一人ひとりの状況に応じたサービスの提供に努めます。

(イ)自動車運転免許取得費助成金交付・自動車改造費助成事業

<サービス内容>

身体障害者に対して、就労等社会活動を促進するため運転免許取得費の一部を助成します。また、重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成します。

<サービス実績量と見込み量>

(年当たり)

事業名	令和4年度 実績	令和5年度 見込み	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 目標
自動車運転免許取得費助成金交付事業	0人	1人	1人	1人	1人
自動車改造費助成事業	0人	0人	0人	1人	1人

<提供体制の確保策>

事業に対する周知を図り、就労等社会活動を支援します。

(6) 権利擁護支援

(ア) 成年後見制度普及啓発

<目的>

成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とします。

<取組方針>

地域包括支援センター、成年後見支援センターと協働し、制度周知のための研修会等を開催します。

(イ) 障害者虐待防止対策支援

<目的>

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的とします。

<取組方針>

基幹相談支援センター、委託相談支援事業所を市町村障害者虐待防止センターに位置付け、虐待予防から発生時の緊急対応まで、重層的な支援体制の構築に努めます。地域生活支援拠点整備の一貫として、緊急時にも対応可能なサービス提供体制の整備に努めます。

第5章計画の推進と進行管理

1. 計画の推進

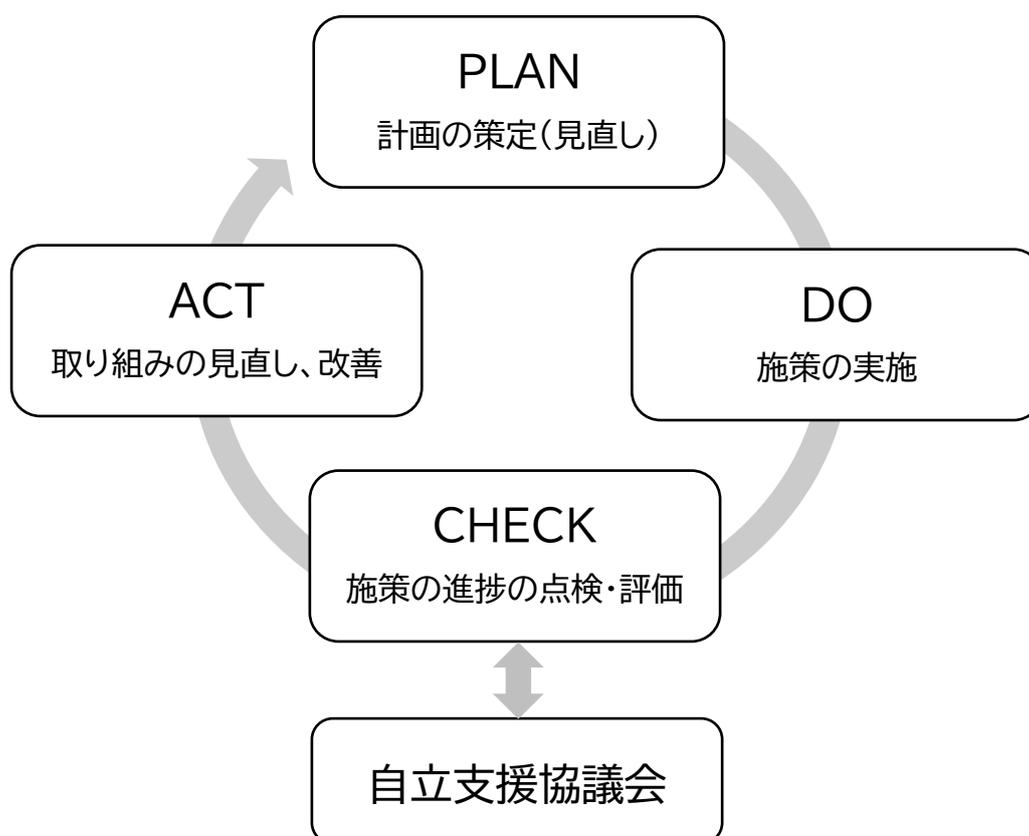
本計画は、行政・事業所・市民が一体となって推進します。

障害のある人が地域で自立して生活していくためには、障害福祉サービス事業所や教育・就労・医療・保健、権利擁護などの機関、ボランティア団体など地域内の多様な社会資源の間のネットワーク化が必要です。相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たす山梨市障害者等自立支援協議会を、計画推進のための協議の場としていきます。

2. 計画の進行管理

本計画の進捗状況や効果を定期的に点検し、山梨市障害者等自立支援協議会において、評価していきます。その際にはPDCAサイクルの考えに基づき行います。今後、障害者総合支援法等の制度改革がある場合には、それに伴い、本計画を見直していきます。

■計画の推進体制

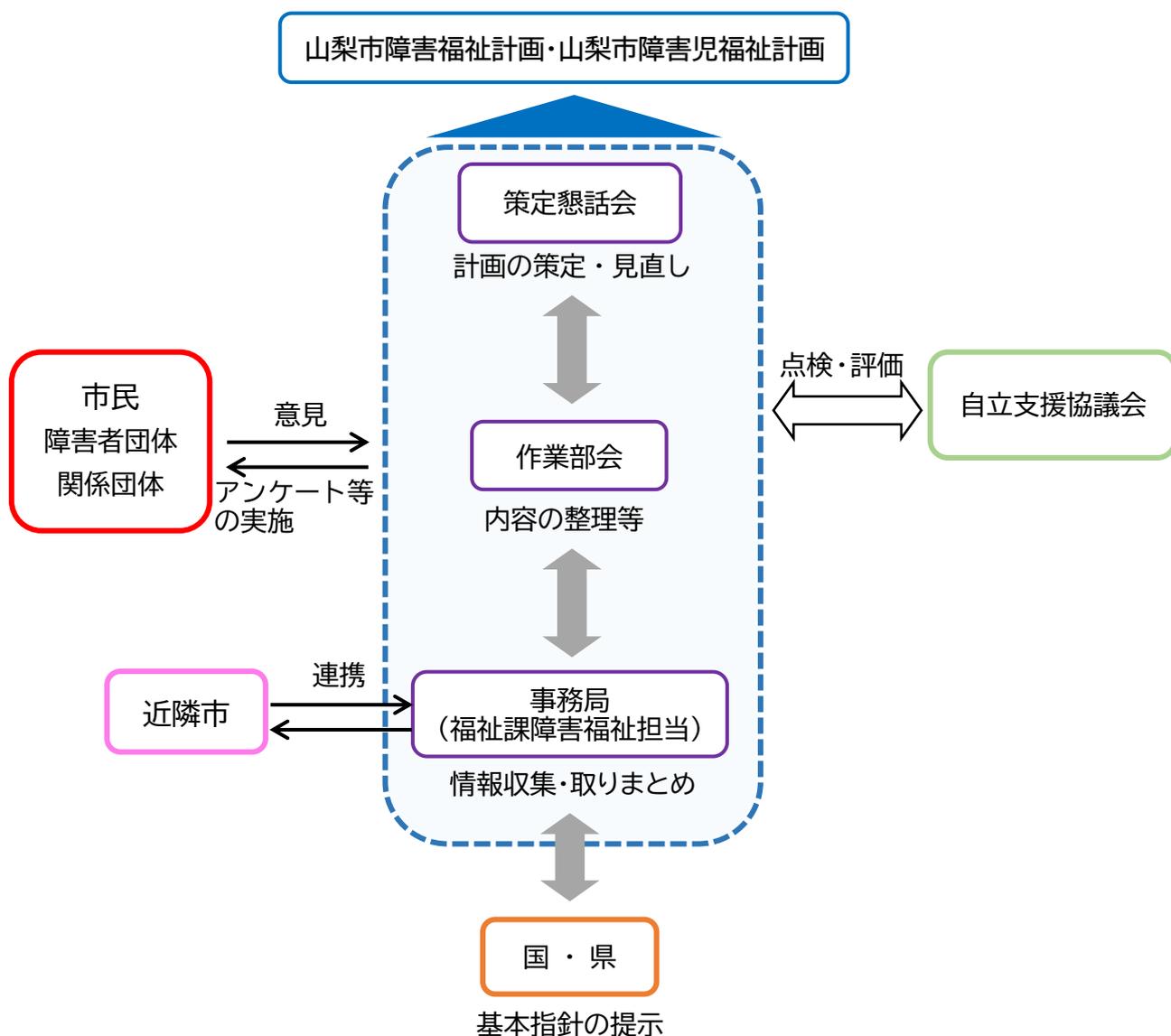


※PDCAサイクル：計画（PLAN）→実行（DO）→評価（CHECK）→改善（ACT）という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的に業務を改善していく手法。

第6章 策定体制

1. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、「山梨市障害福祉計画・障害児福祉計画策定懇話会」及び作業部会を開催し、協議を進めてまいりました。今回の見直しに際し、サービス提供事業所等に対して、現状のサービス提供状況や今後の事業見込などを伺う実態調査を実施し、今後のサービス提供見込み量に反映いたしました。



2. 山梨市障害福祉計画及び障害者計画策定懇話会設置要綱

平成 18 年 9 月 1 日

告示第 133 号

改正 平成 29 年 3 月 29 日告示第 45 号

令和 2 年 6 月 1 日告示第 70 号

(設置)

第 1 条 山梨市障害福祉計画及び障害者計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、障害者の自立と社会参加を促進する上で、広く福祉関係者等の意見を求めるため、山梨市障害福祉計画及び障害者計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(運営方式)

第 2 条 懇話会は、計画に対し意見又は要望を行うための懇話会として運営する。

(構成)

第 3 条 懇話会は、委員 25 人以内で組織し、市長が委嘱又は任命する。

(会長及び副会長)

第 4 条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 懇話会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第 6 条 懇話会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の議事及び運営に必要な事項は会長が定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 29 日告示第 45 号)

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 6 月 1 日告示第 70 号)

この告示は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

3. 第7期山梨市障害福祉計画・第3期山梨市障害児福祉計画策定懇話会委員名簿

	団 体 名	役職名	氏 名
1	山梨県立大学	教授	大塚 ゆかり
2	山梨市民生委員児童委員協議会	会 長	荻原 眞紀子
3	山梨市医師会	会 長	中澤 良英
4	山梨市障害者福祉会	会 長	村松 岩男
5	山梨市聴覚障害者協会	会長代理	安江 由紀子
6	山梨市視覚障害者協会	会 長	埜村 和美
7	山梨市障害児者地域支援連絡会	会 長	鈴木 美恵
8	山梨市しゃくなげ会	会 長	坂本 祥子
9	市民代表		滝澤 勇太
10	峡東保健所地域保健課	副主査	芦沢 茂喜
11	社会福祉法人 三富福祉会	理事長	山西 孝
12	社会福祉法人 三富福祉会 サポートセンターハコハコ	所 長	服部 敏寛
13	社会福祉法人 三富福祉会 サポートセンターハコハコ	峡東圏域マネージャー	吉村 純
14	社会福祉法人 忠恕会 山梨クリナース	施設長	戸澤 義春
15	社会福祉法人 そだち会 障害者支援施設そだち園	施設長	大西 俊宏
16	社会福祉法人 いずみ園 児童発達支援センターひまわり	園 長	飯室 智恵子
17	公益財団法人 山梨厚生会 就労支援事業所ひらしな	管理者	藤原 忠
18	社会福祉法人 ぶどうの里 障がい者就業・生活支援センターコピット	主任	佐藤 雅俊
19	公益財団法人 山梨厚生会 山梨厚生病院 医療福祉相談室	副室長	篠原 貴志
20	社会医療法人 加納岩 日下部記念病院 医療福祉相談課	課長	中村 ひとみ
21	社会福祉法人 山梨市社会福祉協議会	事務局長	小田切 聡
22	社会福祉法人 山梨市社会福祉協議会	副主幹	青木 励
23	社会福祉法人 山梨市社会福祉協議会 障害者相談センターちどり	管理者	武藤 剛

資料編

第6期山梨市障害福祉計画・第2期山梨市障害児福祉計画

■サービスの見込み量について

区分		単位	基準値	目標値			実績値		
			令和2年度 (実績見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (目標)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)
訪問系	居宅介護	時間	1,469	1,557	1,650	1,749	1,275	1,237	1,192
		人	60	64	68	72	57	54	53
	重度訪問介護	時間	619	679	879	900	1,365	1,510	1,738
		人	4	4	5	5	4	4	5
	同行援護	時間	60	63	67	70	50	27	39
		人	4	5	5	5	4	4	5
	行動援護	時間	397	401	405	409	404	387	403
		人	18	18	19	19	16	15	15
	重度障害者等 包括支援	時間	0	4	4	4	0	0	0
		人	0	1	1	1	0	0	0
日中活動系	生活介護	人日	1,908	1,971	2,036	2,103	2,027	1,989	2,010
		人	99	104	109	114	104	101	101
	療養介護	人	5	5	5	5	5	4	4
	自立訓練 (機能訓練)	人日	3	3	6	6	8	0	0
		人	1	1	2	2	4	0	0
	自立訓練 (生活訓練)	人日	35	36	51	51	35	101	92
		人	2	2	3	3	2	5	5
	就労移行支援	人日	95	98	112	112	76	115	77
		人	6	6	7	7	4	6	5
	就労継続支援 A型	人日	365	380	395	409	442	347	367
		人	23	24	25	26	23	19	21
	就労継続支援 B型	人日	1,238	1,238	1,328	1,373	1,488	1,705	1,902
		人	77	79	81	83	92	106	114
	就労定着支援	人	2	4	4	5	2	2	3
短期入所 (福祉型)	人日	190	190	182	182	197	114	123	
	人	21	25	27	30	20	14	16	
短期入所 (医療型)	人日	6	6	6	6	1	0	5	
	人	1	2	2	2	1	0	1	
居住系	施設入所	人	43	42	42	41	45	42	38
	共同生活援助	人	52	57	62	67	54	56	61
	自立生活援助	人	11	13	16	19	13	16	12
相談支援	計画相談支援	人	47	50	53	56	72	75	79
	地域移行支援	人	2	2	3	3	4	1	0
	地域定着支援	人	3	4	4	5	4	6	9

障害児支援サービス	児童発達支援	人日	246	249	252	255	256	296	294
		人	21	21	21	21	21	23	19
	放課後等デイサービス	人日	1,411	1,664	1,963	2,316	1,294	1,386	1,555
		人	111	116	121	126	100	104	114
	保育所等訪問支援	人日	2	2	2	2	1	2	2
		人	2	2	2	2	1	2	2
	居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0	0
	医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0	0
	障害児相談支援	人	39	49	59	69	45	50	56

■地域生活支援事業について(必須事業、任意事業)

事業名	単位	目標値			実績値		
		令和3年度(見込)	令和4年度(見込)	令和5年度(目標)	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	令和5年度(実績見込)
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
地域自立支援協議会	実施有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業							
成年後見制度利用支援事業	人/年	5	6	7	1	0	5
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業							
手話通訳者設置事業	人	0	0	0	0	0	1
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数	18	18	18	19	18	15
日常生活用具給付事業(延べ人数)							
介護・訓練支援用具	人/年	1	1	1	1	0	1
自立支援用具	人/年	8	8	8	2	3	4
在宅療養等支援用具	人/年	2	2	2	3	5	6
情報・意思疎通支援用具	人/年	30	30	30	4	4	6
排泄管理支援用具	人/年	741	766	789	535	627	600
居宅生活動作補助用具	人/年	1	1	1	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	人/年	20	20	20	10	7	17
移動支援事業	人/年	60	62	64	33	33	30
	時間/年	2,200	2,300	2,400	1,365	1,123	1,800

地域活動支援センター機能強化事業								
市内に所在するセンター	箇所	2	2	2	1	1	1	
実利用者数	人/年	20	23	26	13	13	15	
他市町村に所在するセンター※	箇所	10	10	10	10	10	7	
実利用者数	人/年	6	6	6	3	3	3	
訪問入浴サービス(実人数)	人/年	3	4	4	3	4	3	
生活訓練等(実人数)	人/年	2	2	2	3	0	1	
日中一時支援事業(実利用者数・延べ時間)	人/年	57	58	59	70	77	81	
	時間/年	4,100	4,200	4,300	5,595	5,957	7,776	
社会参加促進事業								
点字・声の広報等発行事業	人/年	10	10	10	6	6	5	
自動車運転免許取得費助成金交付事業	人/年	1	1	1	0	0	1	
自動車改造費助成事業	人/年	1	1	1	0	0	0	
権利擁護支援								
成年後見制度普及啓発	実施有無	有	有	有	有	有	有	
障害者虐待防止対策支援	実施有無	有	有	有	有	有	有	

第7期山梨市障害福祉計画

第3期山梨市障害児福祉計画

発行日 令和6年3月

発行 山梨市

〒405-8501 山梨市小原西843

TEL 0553-22-1111

FAX 0553-23-2800

URL <http://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/>